

議案第一号

杉並区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成二十一年二月十三日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

杉並区職員の育児休業等に関する条例（平成四年杉並区条例第一号）の一部を次のように改正する。

第九条第一号中「勤務時間が」の下に「、勤務時間条例第三条第二項若しくは第四条第二項又は幼稚園教育職員勤務時間条例第四条第二項若しくは第五条第二項の規定の適用を受ける職員（次号において「勤務時間条例等適用職員」という。）にあつては十九時間二十五分、十九時間三十五分、二十三時間十五分又は二十四時間三十五分、学校教育職員勤務時間条例第四条第二項又は第五条第二項の規定の適用を受ける職員（次号において「学校教育職員勤務時間条例適用職員」という。）にあつては」を加え、同条第二号中「勤務時間が」の下に「、勤務時間条例等適用職員にあつては十九時間二十五分、十九時間三十五分、二十三時間十五分又は二十四時間三十五分、学校教育職員勤務時間条例適用職員にあつては」を加える。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

（提案理由）

職員及び幼稚園教育職員の正規の勤務時間の改定に伴い、交替制等勤務職員の育児短時間勤務の勤務形態を改める必要がある。

杉並区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

資 料

新 条 例	旧 条 例
<p>(育児休業法第十条第一項第五号の条例で定める勤務の形態)</p> <p>第九条 育児休業法第十条第一項第五号の条例で定める勤務の形態は、杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成十年杉並区条例第三号。以下「勤務時間条例」という。)</p> <p>第三条第二項若しくは第四条第二項、杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成十九年杉並区条例第十号。以下「学校教育職員勤務時間条例」という。)</p> <p>第四条第二項若しくは第五条第二項又は杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成十二年杉並区条例第十七号。以下「幼稚園教育職員勤務時間条例」とい</p>	<p>(育児休業法第十条第一項第五号の条例で定める勤務の形態)</p> <p>第九条 育児休業法第十条第一項第五号の条例で定める勤務の形態は、杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成十年杉並区条例第三号。以下「勤務時間条例」という。)</p> <p>第三条第二項若しくは第四条第二項、杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成十九年杉並区条例第十号。以下「学校教育職員勤務時間条例」という。)</p> <p>第四条第二項若しくは第五条第二項又は杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成十二年杉並区条例第十七号。以下「幼稚園教育職員勤務時間条例」とい</p>

う。) 第四条第二項若しくは第五条第二項の規定の適用を受ける職員についての次に掲げる勤務の形態(育児休業法第十条第一項第一号から第四号までに掲げる勤務の形態を除く。)とする。

一 四週間ごとの期間につき八日以上を週休日(勤務時間条例第四条第一項、学校教育職員勤務時間条例第五条第一項又は幼稚園教育職員勤務時間条例第五条第一項に規定する週休日をいう。以下同じ。)とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が、勤務時間条例第三条第二項若しくは第四条第二項又は幼稚園教育職員勤務時間条例第四条第二項若しくは第五条第二項の規定の適用を受ける職員(次号において「勤務時間条例等適用職員」という。)にあつては十九時間二十五分、十九時間三十五分、二十三時間十五分又は二十四時間三十五分、学校教

う。) 第四条第二項若しくは第五条第二項の規定の適用を受ける職員についての次に掲げる勤務の形態(育児休業法第十条第一項第一号から第四号までに掲げる勤務の形態を除く。)とする。

一 四週間ごとの期間につき八日以上を週休日(勤務時間条例第四条第一項、学校教育職員勤務時間条例第五条第一項又は幼稚園教育職員勤務時間条例第五条第一項に規定する週休日をいう。以下同じ。)とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が

育職員勤務時間条例第四条第二項又は第五
五条第二項の規定の適用を受ける職員
(次号において「学校教育職員勤務時間
条例適用職員」という。)にあつては二
十時間、二十四時間又は二十五時間とな
るよう勤務すること。

二 四週間を超えない期間につき一週間当
たり一日以上の割合の日を週休日とし、
当該期間につき一週間当たりの勤務時間
が、勤務時間条例等適用職員にあつては
十九時間二十五分、十九時間三十五分、
二十三時間十五分又は二十四時間三十五
分、学校教育職員勤務時間条例適用職員
にあつては二十時間、二十四時間又は二
十五時間となるよう勤務すること。

二 十時間、二十四時間又は二十五時間とな
るよう勤務すること。

二 四週間を超えない期間につき一週間当
たり一日以上の割合の日を週休日とし、
当該期間につき一週間当たりの勤務時間
が
二十時間、二十四時間又は二
十五時間となるよう勤務すること。